

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月11日
【会社名】	株式会社ミツウロコ
【英訳名】	MITSUUROKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 晃平
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役兼常務執行役員 渡邊 雅人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	京葉支店 (千葉県稲毛区長沼町335番地9) 神奈川支店 (平塚市田村一丁目5番6号) 群馬支店 (前橋市大渡町一丁目10番5号) 埼玉支店 (熊谷市代1番地) 中部・関西事業部 (名古屋市中川区広川町五丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第100期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

当社グループは当連結会計年度より改正後の「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、総称して「新リース会計基準」という。)を適用しておりますが、連結子会社が貸主として実施する連結会社間リース取引に係る連結消去仕訳の作成に必要な情報収集体制の整備状況に不備があったため、当連結会計年度のリース投資資産、有形固定資産、売上原価、販売費及び一般管理費等について独立監査人の指摘により重要な修正を行うこととなりました。なお、当該修正事項につきましては、取引データとの再照合を行い、連結財務諸表にすべて適切に反映いたしております。

当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、新リース会計基準に沿った処理を行うための情報システム導入が第4四半期となり、十分な検討・検証手続ができなかったこと、また、新リース会計基準に関し十分な理解を有する者を当該検討・検証手続に従事させることができなかったことによるものと考えております。

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、情報システムの整備や連結子会社に対する指導・モニタリングの強化、経理部が中心となった新リース会計基準に関する更なる知識の習得活動等の対策を外部専門家も活用しながら実施し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制の整備及び運用を行う方針であります。

(訂正後)

(1) 当社グループは当連結会計年度より改正後の「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、総称して「新リース会計基準」という。)を適用しておりますが、連結子会社が貸主として実施する連結会社間リース取引に係る連結消去仕訳の作成に必要な情報収集体制の整備状況に不備があったため、当連結会計年度のリース投資資産、有形固定資産、売上原価、販売費及び一般管理費等について独立監査人の指摘により重要な修正を行うこととなりました。なお、当該修正事項につきましては、取引データとの再照合を行い、連結財務諸表にすべて適切に反映いたしております。

当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、新リース会計基準に沿った処理を行うための情報システム導入が第4四半期となり、十分な検討・検証手続ができなかったこと、また、新リース会計基準に関し十分な理解を有する者を当該検討・検証手続に従事させることができなかったことによるものと考えております。

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、情報システムの整備や連結子会社に対する指導・モニタリングの強化、経理部が中心となった新リース会計基準に関する更なる知識の習得活動等の対策を外部専門家も活用しながら実施し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制の整備及び運用を行う方針であります。

(2) 当社茨城支店において、預り保証金(固定負債「その他」)の過少計上や未収入金(流動資産「その他」)の過大計上等を通じて売上原価を過少に計上する等の不適切な会計処理(以下、「本件」という。)がなされ、過年度連結財務諸表等の訂正を行うこととなりました。本件に関する社内調査に基づき内部統制の評価を見直した結果、平成21年3月31日時点において、下記に記載の内部統制の不備があったことが判明いたしました。

本件の発生は、支店における一部の会計伝票等の入力時におけるシステムへの入力権限と承認登録権限が適切に分離して付与されておらず、結果として承認手続を経ない伝票入力が可能であり、また、規程上求められている上長承認手続が適切に適用されていなかったこと、会計業務と販売管理・購買管理業務の職務分離が十分になされておらず、システムへのアクセス権限設定もその不適切な職務分掌に沿って行われていたこと、日常的なモニタリング統制の運用が十分になされていなかったこと、に起因しております。これらの内部統制の不備は、情報システムや職務分離といった茨城支店だけではなく各支店に共通する問題であるため、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。なお、本件に関する過年度修正につきましては、取引データの再検証等を実施し、訂正報告書に記載された連結財務諸表等にすべて適切に反映いたしております。

当社は、調査委員会の調査結果を踏まえ、上記の重要な欠陥を是正するために以下の改善措置を実施して参ります。

会計伝票等入力時の承認手続に関しましては、伝票の入力権限と承認権限をシステム上明確に分離して異なる適切な権限者に付与し、人為的に承認のない入力を行うリスクを排除するとともに、コーポレートスタッフ部門による支店への業務処理教育を強化し、上長による実効的な承認手続の実施を徹底いたします。

会計業務と販売管理・購買管理業務の職務分離に関しましては、経理部門と販売管理・購買管理部門を組織上明確に分離独立させ、相互牽制の働く組織へと再編成するとともに、情報システムの操作権限も職務権限に整合するかたちで整備いたします。

支店内での日常的なモニタリング統制に関しましては、伝票入力時の上長による承認手続徹底はもちろんのこと、月次における業績見込数値算出のための幹部会における支店長の果たすべき役割をはじめとして、何をモニタリングすべきかを含めた管理職の役割を明確化し、有効なモニタリング体制を構築いたします。

当社は財務報告に係る内部統制を整備・運用する重要性を十分認識しており、平成21年度末までに上記の改善措置を完了し、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。